令和6年 多賀町議会2月第1回定例会再開会議録

令和6年2月7日(水) 午前9時30分開会

◎出席議員(12名)

1番	神刹	工用	宗	宏	君	7番	菅	森	照	雄	君
2番	清	水	登久	、子	君	8番	富	永		勉	君
3番	近	藤		勇	君	9番	Ш	添	武	史	君
4番	木	下	茂	樹	君	10番	Щ	口	久	男	君
5番	Ш	岸	真	喜	君	11番	大	橋	富	造	君
6番	竹	内		薫	君	12番	松	居		豆	君

◎欠席議員(0名)

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町		長	久	保	久	良	君	福祉保健課長	林		優	子	君
副	町	長	小	菅	俊	$\stackrel{-}{-}$	君	産業環境課長	飯	尾	俊	_	君
教	育	長	Щ	中	健	_	君	地域整備課長	藤	本	_	之	君
会 計	・管 理	者	岡	田	伊ク	人人	君	学校教育課長	伊	東	瑞	江	君
企區	斯 課	長	野	村		博	君	教育総務課長	谷	Ш	嘉	崇	君
総	务 課	長	本	多	正	浩	君	生涯学習課長	竹	田	幸	司	君
税務住民課長 小 菅 俊 二					\equiv	君							

◎議会事務局

事務局長大岡まゆみ 書 記渡邊美和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(開会 午前 9時30分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和6年2月第1回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願いいたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員といたします。

○議長(松居亘君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条 第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。 それでは、昨日に引き続き、通告書の順番に発言を許します。

最初に、2番、清水登久子議員の質問を許します。

2番、清水登久子議員。

[2番議員 清水登久子君 登壇]

○2番(清水登久子君) 2番、清水です。議長の許可を得ましたので、質問をしたいと 思います。

まず1番目に、小中学校女子トイレの生理用品設置について、多賀町役場など公共施設の男女それぞれのトイレにサニタリーボックス、生理用品を設置して半年経ちましたが、利用状況はいかがでしょうか。小中学校の女子トイレの生理用品の設置については再三お願いしましたが、「保健室にあり、指導もできるから直接手渡しする」との回答でした。必要となった児童生徒が保健室にもらいに行ったときに、誰かがいて、「欲しい」と言い出せないということはありませんか。子どものプライバシーは守られていますか。また、保健室にもらいに行くということでからかわれている子はいませんか。多感な思春期にこのようなことでからかわれると、学校生活にも影響が出ると思います。そういうことは考えていますか。町内公共施設では誰にも言わずに受け取れるのに、学校の子どもだけ申告しないといけない理由は何でしょうか。そもそも、トイレに生理用品を設置する、または設置しないの決定権はどなたにありますか。昨年10月NHKのニュースでも、県内の小中学校の女子児童生徒へのアンケートで、80%余りがトイレに生理用品があった方がよいとの回答をした調査結果が示されていました。県内の公立

高校は2021年からトイレの個室や洗面台に生理用品を設置されています。米原市で も同じ年から一部の小中学校で設置されたようです。

そこで、担当課長にお伺いします。

- 1、公共施設に設置された生理用品の利用状況と利用者の反応は。
- 2、町内小中学校での生理用品設置の予定はありますか。

以上をお尋ねしたいと思います。

〇議長(松居亘君) 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長(本多正浩君) 清水議員の公共施設に設置された生理用品の利用状況と利用者の反応はのご質問にお答えいたします。

昨年の8月より、役場庁舎等、多賀町の公共施設に無償で使用できる生理用品を置いております。設置後、半年程度経過した状況につきましては、不特定多数が利用をされる役場庁舎1階で平均月10枚程度、利用されております。2階、3階は住民等の往来が1階と比べて少ないですので、月10枚以下の利用となっているところです。また、中央公民館やあけぼのパークにおいても、役場庁舎同様、おおむね月10枚程度の利用状況となっております。

次に、利用者の反応はについてでございますが、生理用品はデリケートなものでもありますし、利用された方を特定することもできませんので、こちらから直接お話をお伺いすることはなかなか難しく、推測にはなりますが、現在、苦情もなく衛生的なご指摘も受けておりませんので、快く利用していただいているものと判断しているところです。また、女子職員にも確認いたしましたが、特段問題はないと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(松居亘君) 伊東学校教育課長。

〔学校教育課長 伊東瑞江君 登壇〕

〇学校教育課長(伊東瑞江君) 清水議員の町内小中学校の生理用品設置の予定はのご質問にお答えをいたします。

まず、議員からご指摘のありました、子どもが保健室に生理用品をもらいに行ったときに周りに誰かがいて言い出せないということについてお答えをいたします。生理用品に関わる保健室での対応等について学校に聞き取りを行いましたところ、養護教諭の先生は保健室に来室した子どもに対して、子どもの様子を見ながら安心できるような声かけを行っており、プライバシーが守られるよう配慮をしております。また、学校は保護者から子どもの生理に関する相談を受けて把握することもありますので、家庭との連携を大切にしております。

次に、生理用品を保健室にもらいに行くことで、からかわれている子どもがいないか についてお答えをいたします。このことも学校に確認をしましたところ、生理用品を保 健室にもらいに行くことでからかわれるといった問題は今のところ生じていないと聞い ております。しかしながら、清水議員ご指摘のように、もらいに行くことでからかわれたり、そのことにより学校生活に影響が出たりすることはあってはならないことです。 そのようなことが起こらないように引き続き取り組んでまいります。

そして、公共施設と学校での生理用品の受け取り方の違いについてでございますが、 学校では従来より生理用品の受取りについて、子どもの様子を見ながら生理に関する子 どもの状況を把握したり、困っていることがないか尋ねたり、日頃の健康生活について 話したりするなど、子どもとのコミュニケーションを通して関係性を築き、個別に対応 することを大切にしております。したがいまして、公共施設など不特定多数の住民の 方々が利用される場所での設置と学校では対応が異なるということについてご理解を頂 きたいと思っております。

また、生理用品をトイレに設置することについて決定権は誰にあるのかというご質問 についてでございますが、設置する場合は教育委員会と学校が協議をして決定してまい ります。

ご質問の町内小中学校での生理用品の設置の予定はにつきましては、令和3年9月議会と昨年6月議会でお答えしたことと重なることもございますが、生理用品をトイレに設置することは、衛生面や管理面、またいたずらなどの問題、そして生理に関する実態把握がしにくくなるなど課題も多く、また従来どおり子どもへの保健指導や健康相談などの教育指導面を重視していきたいことから、生理用品の設置は予定はしておりません。先ほど申し上げたように、今のところ学校現場において特段問題は生じていないので、保健室での対応を引き続き進めていきたいと考えております。

- 〇議長(松居亘君) 清水議員。
- ○2番(清水登久子君) ありがとうございました。公共施設のトイレの関係は別に10人だろうが20人だろうが、使用されたらそれで良いとは思います。ただ、学校の方については、これいつ聞いても思うんですけど、学校教育課長、あの方のおっしゃるのは、いつでも親に聞く、先生に聞く、それしかないんですよ。それはおかしいんじゃないですか。本当に困っているのは子どもであって、大人ではないんです。大人は自分の子どもやからとかいうて電話をかけて、「今日はうちの子は大丈夫やさかい」とか言われても、それはその親が思っただけのことであって、子どもが思ってることではないんです。さっきもパーセントで言いましたけど、あのNHKのニュース番組で80%の子が「トイレにあった方がいい」と、そういうて言ってるんです。県内の高校でも、もう既に設置されているんです。ただ、その子らが使う使わんはともかくとして、置いてあげるいうことだけをしたらええことであって、しかもそのトイレに置くとか置かんとかそういう問題は結局関係ないんですよ。何せ、それが重たいもんとか大変なことなら分かります。設置するのに費用がかかるとか、そういうんなら分かるんですよ。何も1t分トイレに置きなさいとか、5万円分起きなさいとかそういう意味ではないんです。ただ普通

に置いてといたってくれたら、「ああ困ったな」と思うときに行けるようにという、そういう感じで私は言ってるんです。何か今言ってると全部が、保護者が先生がと、何で大人目線だけで見るんですか。子どもの人権を今、一生懸命言うてるときじゃないですか。23年からなりました、子どもの人権。大人は勝手に取って行っても何もどうもないのに、何で子どもだけいちいち先生に「ください」と言うていかなあかんのですか。こんなのある意味では屈辱ですよ。

私、最近なんですが、私事でもあるかもしれませんが、道を歩いていて見つけたんですよ。子どもが2人歩いてはったんです、小学生が。その子に不審者と思われへんかなと思いつつも、「ちょっとごめん」いうて声をかけて、「あんた何年生」言うたら、2人が「6年生です」と言うてくれはったんです。「6年生か、そうか。ちょっと聞くけどな、ごめんな、ちょっと聞いてくれる」いうてお話ししたら、「トイレにあった方がいいと思うか、保健の先生とこに言いに行けるか」とかそういう話をしたら、2人ともが「トイレにあった方がいいです」と言うてくれたんです。やっぱりそういうふうに思ってる子が多いんですよ。たった2人の子では統計にもなりませんけど、そしたらその子が、私聞いてもないのに、「公民館になあ、トイレにあったで、あれ使えるなあ」いうて、そういうて言うてくれたんです。そこのときに、私はやっぱりこれは置いてもらわなあかんと。

さっきも衛生面がどうのとか言われましたけど、今、1個ずつちゃんと袋に入ってるんですよ。役場とかに置いとかはるように、ああいう籠の中にぽいと置いといてくれはるだけでいいんですよ。公民館でもどこでも、たったの10枚ほどしか使うてはらへんけれど、それでもありがたいと思うて使うてくれはる人はいてるんです。それを私は言いたいんですよ。子どもやさかいとか大人目線で考えることだけは、私は逆に言うたらやめてほしいと思うんです。全部そうなんですよ。

男の人は特に、「何言うとんや、あいつ」と、多分思うてはるんですよ。関係ないんじゃないんですよ。私、そう思います。実は、皆さん、男だろうが女だろうが、ある程度覚えがあることで言うと、鼻血がありますよね、鼻血。普通に止められますか。自分で止められますか。「ああ、鼻血が出たわ」いうて、すすりますか。また、花粉症でもそうですやん。涙が出てきて鼻がずるずる出てきて、そういうときに止められますか。そのときに何が要りますか。ティッシュが要るでしょう。それで鼻を抑えますよね。女の人も毎月5日か6日、何年、40年ほどあるんですよ。それを思ったら、その気持ち悪さは男の人であろうが女の人であろうが分かると思います。子どもであってもそれは分かると思います。

そういうことで、今までから保健室にあったから保健室にあったからと、100%の子どもが保健室に行きますか。そんなん言いたくない人いっぱいいると思うんです。黙って処理したい人はいるんです。体の調子が悪ければ、それは先生に、「私、えらいさかいどうしよう」とかいうて言いに行くのは分かります。そうじゃないんですよ。生理

なんていうのはみんながあることで、普通にあって当たり前で、えらいのも当たり前で、でも快適に過ごそうと思ったら、そこにあることによって救われるいうこともあるんです。私はそう思います。そのために何とか努力をしてくださいと言うてる。学校教育課長でも覚えがあると思うんですよ。本当に子どものことを考えるいうことを考えていただきたい。子どもがどうしてほしいかいうこと。人権を考えるいうのなら、今なったところなんですよ。米原でもやってやる、どこでもやってやる、よそがやってやったさかいにそれを真似をするじゃなくて、多賀町としてどうするかいうこと、それを私は言いたいんです。それでも考えないと思いますか。女性である学校教育課長、個人攻撃いう意味ではないんですが、そういう思いはございませんか。ほんまにみんな言えますか。私、それを言いたいですよ。前の学校教育課長は男の方でした。生理が何かいうこともご存じなかったんです。そういう方やったら、保健室にあるやんか保健室にあるやんか、それで済むと思いますが、そうじゃないんですよ。経験者であるとは私は思います。そしたら、子どもの立場に立ってどうしてほしいかいうのが分かると思います。それを私は言いたいんです。それについて、学校教育課長、どう思われますか。

- 〇議長(松居亘君) 伊東学校教育課長。
- ○学校教育課長(伊東瑞江君) 今の清水議員のことについて答弁をさせていただきます。 たくさんのお尋ねがあったかと思いますので、もし全てにお答えできなかったら申し 訳ないんですが、いくつかお答えをさせていただきます。

まず、NHKのアンケートにつきましても、昨年、小学校2年生から中学校3年生1 71人を対象にされて実施されたアンケートの中で、学校のトイレに生理用品があった 方が良いということは答えたお子さんが141人ですので、82%の回答があったとい うことはこちらでもそのように存じておりまして、そういう子どもたちが多いというこ とはしっかりと受け止めていきたいと思っております。また、高校についても、県の方 がそのような取組をされてるということで、発達段階に応じて学校によって状況も違い ますので、できるところから置いているということでした。そういったことを受けて、 本町を見たときに、先ほどから子どもが自分から申告できない子がいるんじゃないかと いうことも言っていただいております。やはり、そういう子がいるかもしれないという ことは常に教員も私たちも念頭に置いて、そういう子どもたちがどうしたら言い出しや すい環境になるのかなということを考えていくことも必要かと思っております。やはり 子どもたちが申告しやすいように、繰り返しになりますが、関係性を築いていろいろな 配慮をして環境をつくっていくということが重要だと思っていますし、また子どもが困 ったときに誰かに助けを求める、そういう心を育てていくということは大事なことだと 思っております。そのために、「生理用品が必要なときは安心して取りに来るといい よ」と、事前に指導や声かけをした上で、その子が保健室に取りに来たときに、「よう 来たね。言いにくいことも伝えて、よう来れたね」というようなことで認め褒めること で、「ああ、こうやって助けを求めて良かったな」という経験も大切にしたいと思って

おります。子どもの声を聞くことについては、例えばアンケートといった方策もあると思いますが、それが女子限定でありますし、またデリケートな内容となりますので、子どもの状況を見ながら学校と協議をして進めてまいりたいと思います。今、生理用品に関して保健指導や健康診断を重視していく中で、そういったことが必要であれば必要に応じて学校と協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(松居亘君) 清水議員。
- 〇2番(清水登久子君) ありがとうございます。100%行けなんだら、本当は駄目だ と思うんですよ。100人いてて、1人でも言えなかったらどうするんですか。しかも、 生理なんて急に起こることですよね。それで自分の気持ち悪いという、そういうのをト イレへ行って気が付いて、そこからまたわざわざ保健室まで行かんなんですよ。その保 健室に先生がいなかったら、例えば男の先生やったら言い出せますか。そんなん無理で しょう。私やったかて行けんと思います。そういうときに、だから生徒全員分をトイレ に置けと言うてるんと違うんです。役場とかああいう感じで、10か20ぐらい、ちょ んと置いとったってくれたら困った人が使う、それでいいと思うんですよ。それだけの ことが何でわざわざトイレに置くか保健室に置くかいうて、それを決めなあかんのかい うことです。そんなんじゃなくて、普通に要るもんなんですよ。そしたら、普通に置い といたってくれたら普通に使えるし、お腹が痛かったり何か気持ち悪かったりしたら、 「先生」と誰だって言いに行きます。ただ、調子悪いなと思うときにトイレに籠ってい るだけではないと思います。そういうのを考えてほしいということを私は言いたいんで すよ。大体、このトイレに置くの置かんとか、そんな議論はほんまはしたくないんです よ。当然なんだから、私はそう思います。当然、そこにトイレにあっていいもんだと思 います。言うたら、トイレットペーパーありますよね。昔は置いてなかったんですよ。 今はどこへ行っても置いてますよ。どこの公衆トイレへ行ってもトイレットペーパーな いところは、切れてたら別ですよ。それ以外はあるんです。それと同じように必要なも んなんですよ。だから、少しでいいから置いといてあげてくれと、それを言うんです。 毎日毎日全部をそれで賄いなさいということじゃなくて、保健室にもあってもいいし、 だからトイレにも置いてあげてほしいと、ただそれだけのことが何で協議をせなあかん ような状態にまでなるのか。そんな難しいことなんかと私は言いたいです。そんな難し いことではないはずやん。だから、考えたら自分で持っていってもうそこに置いときな さいいうてもいいぐらいの感覚なんですよ。それだけを、何でわざわざ学校で何とかを してどうしてああしてこうしてと、子どもは全部言うてくる、頼る頼る、そんな頼って ばかりでどうするんですか。今、何かにつけて自助努力、それを言うときに、何で学校 に頼りましょうと頼りましょうと、そういう言い方をするんですか。それの方に私は憤 りを感じます。それで、同じことを何度も同じ人に聞いたら悪いということなんで、ち ょっとお伺いしたいですけど、男性である教育長、どう思われますか、この問題。

- 〇議長(松居亘君) 山中教育長。
- ○教育長(山中健一君) 清水議員の再質問にお答えいたします。

今も課長が申し上げてるとおり、学校現場と十分このことについて、今度3回目だと思うんですけども、この協議をしてる中で、特段の今のところそういう必要がないというふうに現場との話の中でございますので、今、課長が答弁したような状況で引き続き今後も進めてまいりたいと。ただ、議員のお話しいただいている趣旨はもう十分理解もできますし、また学校現場につきましてもそういう話を伝えておりますので、今後いろんな状況も見ながらそういう声を、できればそれにしっかり対応するようにやっていきたいと。何度も言いますけど、やはり学校というところの教育指導、そういう面もやはり重視していると、保健指導いうことも十分ご理解を頂きたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

- 〇議長(松居亘君) 清水議員。
- 〇2番(清水登久子君) 考えると言うてくれはってちょっと進歩かもしれませんけど、 それだけでは本当は駄目だと思います。本当に自分のことにように思えるんやったら、 さっき言うた鼻血とか花粉症、ああいうような感じのことを思ってもろたら、いかに辛 いかいうことは分かると思うんですよ。みんなの問題なんですよ。自分の子どもや孫が そういう辛い目に遭うてるんやったら、それをちゃんとしてやろうというのが親であり、 おじいちゃん、おばあちゃんなんですよ。先生なんですよ。そういうことをもっともっ と考えてほしいと思います。私らでも、もう年いったさかい言われたらそれまでかもし れませんけど、他人事じゃないんです。やっぱり人間をするのは、もう大事なのは女の 人の体なんですよ。その精神もあれですけど、体も大切なんです。その体から出てくる ものを何とかしてあげたいというそれだけのことなんで、もうちょっと考えてほしいと 思います。教育長とか学校現場とかそれだけで話をしてしまうんやったらそれで終わり なんで、もっともっと考えてほしい。第一、ほんまにこの生理用品でわざわざ、こうし たってああしたっていうような自体がおかしいことなんだということをもっと分かって ほしいと思います。もうどう言うても、同じように親目線、大人目線でしか考えられな い方ばっかりなので、これ以上言うても無理かもしれませんが、ただそれだけを私は分 かってほしいうことで、もっともっとよその町も一生懸命考えてはるし、前にこの間、 12月のときですか、男性の方、愛荘町の方かな、その方も生理用品をトイレに置いて あげてくれいうことを発言されてるんです。男の方がそういうことを言われるのは珍し いというか、すごいなとちょっと感心したんですけど、ここで例えば私がいんかったり 女の人がいんかったらこういう声は届かないのかなとかそういうなんも思いますので、 もうこの場でしか私も終わりかもしれませんし、それは誰でも分かりませんが、それを 私はもっと声を大にして言いたいんです。今しか言うことがないという感じを私は思っ ているんで、後で考えますじゃなくて、もっともっと前向きな検討をしていただきたい と思います。そういうことで、以上でこれについては終わりたいと思いますが、その前

にちょっとだけ、公民館とかで置いとかれるのが10個ほどしか使われへんとかいう話でしたが、もっともっと多賀町にはちゃんと置いてますよということを、もうちょっと宣伝してでもいいので言うてあげてほしいと思います。その問題については終わらせていただきたいと思います。

次に2番目の質問なんですが、2番目の災害に備えて防災士の育成をいう件について お尋ねします。

しつこいようで、もうちょっとここに書いてるので読ませていただきますと、新年 早々に能登半島で地震が起こりました。被災された皆様にお見舞いを申し上げるととも に、一日も早く平穏な生活が戻ることをお祈りしたいと思います。

この震災による被災地の様子は連日テレビで報道されています。近年の災害発生状況を見ていると、多賀町でも常に災害対応を想定する必要があるのではないかと思います。特に集落が点在する地形を考えると、災害時に町役場だけに負担を強いていては大変だと思いました。皆さんは防災士が活躍されているのをご存じでしょうか。防災士は災害時に自分の身を守り、更に避難誘導、初期消火、救出・救助活動に当たります。近年の災害において防災士のリーダーシップによって住民の命が助かったり、避難所がスムーズに開設されたという事例があります。また、現在、全国に27万人、滋賀県にも3,200人の防災士がおられます。防災士の資格は誰でも取得できるんですが、研修とか受講料、受験料が必要です。資格取得後は地域を守り災害時には地域で活躍していただけることから、1人でも多くの防災士が多賀町にいてくださると、住民の安全・安心にもつながります。

そこで、次のことを質問します。

- 1、多賀町内の防災士の状況は(男女別人数)。
- 2、防災士資格取得に必要な経費補助の考えはについてお尋ねしたいと思います。

〇議長(松居亘君) 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長(本多正浩君) 清水議員の災害に備えて防災士の育成をのご質問にお答えいたします。

まず、①多賀町内の防災士の状況についてでございますが、12月末で男性8名、女性1名、計9名となっております。

次に、②防災士資格取得に必要な経費補助の考えについてでございますが、現在、多 賀町においては各集落で取り組まれる防災設備や防災事業について、多賀町消防防災施 設等整備事業補助金を制度化しており、その経費の一部を助成しております。当補助制 度のメニューの中には防災活動事業として防災士資格取得費についても補助対象として おり、補助額としては2万円を上限としております。毎年、各区長様には当該補助金の 活用予定調査を実施し、メニューについてもご案内をしているところでございます。

また、議員ご指摘のとおり、集落の中に防災士がおられることで、災害時また訓練時

においても心強く非常に有用であると認識しております。そのことから、区長会等においても周知していくなど、地域における自主防災力が高められるよう町としても取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

- 〇議長(松居亘君) 清水議員。
- 〇2番(清水登久子君) ありがとうございました。多賀町に8人と1人おられるいうこ とで、ちょっと安心したんですよ。全然おられないのかな、防災士て何やという方の方 が多いので、そう思ってたんですが、これは民間資格ですので、8人と1人ですね。女 の人が1人の9人いうことですので、その方の氏名をどうのこうのいうのは無理かもし れませんが、これからもし補助金が出るようなら、それを氏名はちゃんと把握していた だいて、いろいろ災害時にお願いできる状態にしてほしいなと思います。それと、役場 の方で女子が26人かな、男子の方が51人と聞いたんですけど、その方がもう全部一 応集落に決めて置いておかれるということは聞いたんですが、それだと皆が皆、多賀町 出身いうか多賀の方ではないので、皆をその方らにお願いするいうのは無理なんですよ。 例えば彦根に住んでおられても災害時に多賀まで来られるかいうことになると、全然来 られない場合も出てくるんです。そういう場合にも備えても、やっぱり防災士に対して 補助をもっとしてもらえる。今、防災士になろうと思うと7万円ぐらい要るんですよ。 取るのはそんなに難しくない試験だということは聞いてます、私はようできないとは思 いますが。そういう形でなってますので、それ渡せるのが2万円と聞いたんですよ。7 万円のうちの2万円ですよ。そんなん少な過ぎると思いませんか。もうちょっとあげて あげてほしいなと、そういうなんを思ったのと、それと女性の防災士がものすごく少な いんです、全国的にもね。今、新聞とか見てますと、この間も、中日新聞2つほど持っ てるんですけど、子どもとかそういうなんについて、妊産婦とか児童向け、乳幼児向け のものが足りないとか、また性被害、そういうなんも書いてるんですよ。そういうなん を見ても、やっぱり女性の防災士をたくさん置いていただくとすごく助かることになる んです。そういうなんを考えて、もっともっと多賀町でも女性に対して、「防災士の資 格をできたら取ってください」というような言い方をしていただきたいと思いますが、 それについてはどう思われますか。ちょっとお聞きしたいんですが。
- 〇議長(松居亘君) 本多総務課長。
- ○総務課長(本多正浩君) お答えをいたします。

防災士の数を増やしていくということにつきましては、私も先ほども答弁申し上げましたとおり、地域の防災力を上げていくために必要だと考えております。また、女性の数も増えていくことに越した事はございませんので、啓発の方を更に強めたいなというふうには考えております。

それと補助制度の話なんですけれども、ちょっと私も調べまして、滋賀県の方でその 防災士育成講座というのを、令和5年度ですと2回、県庁と聖泉大学で定員が120名 ずつで合計240名の定員で、そういう開催をされておられます。そこの費用につきましては、今、民間で7万円ぐらいというふうにおっしゃったんですけども、そこは受講料につきましては県の方で負担をしていただくということになっておりますので、実質かかる費用が1万2,000円のご負担でいけるということになりますので、それですと、今の多賀町の2万円の制度を使っていただきますと全額出せるというようなこともございますので、そちらの方の啓発もさせていただけたらいいかなというふうには思っております。ただ、その場合、先ほども申しました集落の方で取っていただくというようなことが、集落の中で代表して取っていただくということが条件になってるので、個人的に行かれるということについては除外になるんですけども、集落単位で自主防災力を上げるということで申請いただけたら補助対象になりますので、そちらの方も区長会等でも周知していきたいと思います。ちなみに、来年度の申請の状況で2つの集落の方で防災土の方の補助制度を活用されるというようなことを聞いておりますので、もっと輪を広げていけたらというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(松居亘君) 清水議員。
- ○2番(清水登久子君) ありがとうございました。ぜひともこの防災士のこと、特に女性に対してそういう声かけをしていただいて、いろんな災害時の被災だけでなく、性被害や子どもに対する援助、そういうなんをできるように、若い人に一生懸命頑張っていただきたいと思いますので、その啓発の方をよろしくお願いしたいと思います。

以上で私のあれは終わらせていただきますので、ありがとうございました。

○議長(松居亘君) 次に、9番、川添武史議員の質問を許します。

9番、川添武史議員。

[9番議員 川添武史君 登壇]

〇9番(川添武史君) 議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

今回の議会が最終になります。この場が始まる前に、久保町長はじめ執行者の皆さんに御礼を言いたいと思います。私は平成20年から町議会議員になりました。最初から、行財政改革、議会改革、また町民の安心・安全のために16年間頑張ってきたつもりであります。久保町長とは、町長、私は町議となり、同調したり、たまには大激論をやったことがあります。しかし、執行者の皆さんのおかげをもちまして、公有財産の調査の公開、もうこれは令和になってようやく公表されることになりました。しかし、9月の決算委員会はなかなか時間が取れない、十分な調査ができない、いろんな問題もあります。また、町民の要望の中では、特に通学路の安全対策に対しましては、僕が議員になってしばらくして多賀の四ツ屋地先で小学生の子どもが谷田川に転落するという事故がありました。大きな事故にはなりませんでしたが、それによって防護柵の設置をしていただきました。また、中学生の通学路に対しましても、町道宮戸三分一線の舗装整備、また近年では多賀福祉会館裏の県道に対しまして、これは県へお願いしたと思いますが、

通学路の子どもたちの信号待ちのところに草ぼうぼうの歩道がありましたが、それも舗装をしていただきました。また、交差点の角にガードレールの設置もしていただきました。また、四手区からの要望では通学バスの運行など、いろいろとご検討いただきました。特に、多賀区におかれましては多賀町中心市街地活性化事業の絵馬通りの景観事業に対しましても多くの予算を頂き、本当にありがとうございました。しかし、石畳の傷み、ボラードなどの破損の課題もまだ引き続きあります。今後ともよろしくお願いしたいと思います。橋梁、河川においては、欄干のなかった下之町の歩道橋の架け替え、また土田区の石橋の架け替え、また太田川、四手川におきましては浚渫も県事務所に要望をしていただき、これでようやくあと2年で四手川も完成するような運びになりました。この16年間で、どうしたら町民の意見、要望を行政にどのようにしたら実現できるか、いろいろ考えてやってまいりました。16年間の最後の質問になりますが、以下の質問をいたして、よろしくお願いをいたします。

まず新年度予算についてでありますが、新年度予算は総額55億4,900万円、令和5年度予算49億7,200万円と、大きく5億7,700万円の増額になっています。しかし、令和5年度の補正予算、これ明日、明後日、補正予算の審査がありますが、現在では56億6,800万円となっており、実質は減額予算であるのではないかと思います。なかなか、令和5年度が過小だったのか、国庫支出金また物価高騰等の地方創生臨時交付金、地方交付税の増額など、またふるさと納税の増額、また繰越金額の増額など、読めないところがあったのかもわかりません。

今年は、新年早々、能登半島で大きな地震が発生し、240名以上の方が亡くなられました。安否不明者の方もまだおられます。避難者数も今現在では1万四、五千人、当時は3万人を超えたと言われています。お亡くなりになられました皆様に対してはお悔やみをいたしたいと思いますし、同時に、避難されてる方の一刻も早く心休まる生活ができるように願うばかりです。防災は一番肝腎ではないかと思います。

私は、ここ数年、防災設備の重要性を訴えてまいりました。令和6年度の予算は計上されておりません。災害はいつ起こるか分かりません。学者の中には、能登半島地震は3,000年周期、6,000年周期という方もおられます。滋賀県では、琵琶湖西岸断層帯地震、花折断層帯地震、また鈴鹿西岸断層帯地震など、300万年から600万年周期と言われる学者もおられます。今、日本全土、また外国でも火山活動が活発に動いております。屋外の防災設備がないのは、隣町と多賀町だけです。町民の安心・安全を考えるのは行政の仕事ではないのですか。

私は新年度予算の予算委員長をやります。最後に、委員長の立場でなかなか聞けない問題がありますので、ここでちょっとお聞きしたいと思いますが、農林水産業の農業費、農業集落排水事業繰出金5,680万円、これはどこの会計へ繰り出すんですか。特別会計には農業集落排水事業会計はありません。下水道事業会計しかありません。決算をするのは下水道事業会計で決算をするわけです。これをどこの会計へ持って行くのか。

以上で質問を終わります。よろしくお願いします。

〇議長(松居亘君) 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

〇町長(久保久良君) それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

町会議員として16年間、そんなこと言うても、まだ退任されておられないのに言う てもええのか分かりませんけど、町会議員として16年間務めていただきました川添議 員最後のご質問にお答えさせていただきます。

新年度予算について、令和6年度の予算の総額55億4,900万円、前年度と比較しますと5億7,700万円、11.6%の増額となりました。多賀町の当初予算といたしましては、令和4年度に次ぐ2番目に大きい予算規模となりました。予算編成に当たりましては、第6次多賀町総合計画に掲げる多賀の将来像の実現に向け、着実に取り組むための予算とさせていただいたところであります。

まず、令和5年度予算が過小であったのかとのご指摘でありますが、令和5年4月当初にコロナワクチン関係として約4,000万円、年度中には物価高騰対策として低所得世帯等への生活支援として計3回の補正をお願いし、合わせて約1億3,300万円の追加、これらにつきましては国の施策に合わせて適宜補正予算をお願いしたものであります。

また、8月の大雨による林道の災害復旧で1,900万円、B&G海洋センターをは じめとする社会教育施設や小中学校、保育園、こども園、また高取山ふれあい公園の施 設の修繕費用に合わせて約1億3,000万円、ふるさと納税につきましては寄付状況 を見極めつつ、当初予算から1億6,000万円の増額補正をお願いしております。

以上、主要な増額要因を申し上げましたが、これらを合わせますと約4億8,200万円となります。不確定要素が多く、いずれも当初予算の段階で大きく見込んで編成できるものではなく、その都度、適切に予算化を図るものと認識しているところであります。さらに、普通交付税につきましては国税の増収や社会情勢の変化を考慮して追加算定されたものであり、当初予算編成時点では想定できないものでありました。ふるさと納税につきましても寄付者の意向に大きく左右されますので、歳入としての過大な見積りはできず、都度、納付状況を見ながら堅実に補正をお願いしてきたところであります。

次に防災設備についてでありますが、以前の議会でもお答えしてますとおり、防災無線の整備手法につきましては、多賀町独自で無線網を整備する方法、民間のFMラジオ電波、携帯電話の電波を使う方法など様々な方法があり、日々技術革新が進んでおります。現時点ではそれぞれに一長一短がありますので、どのシステムにするかは限定せず、多賀町の地形や電波の強弱を含め、現在それぞれの概要について把握に努めているところであります。

また、整備費用や維持管理費用の面も重要でありますし、数年後の更新費用も考えていく必要があります。このことから、整備に当たっての内容、費用、効果的な手法を、

議員の皆様のご意見もお聞きしながら、令和7年度を目途に方向性を見いだせるよう進めてまいらなければならないと思っております。

加えて申し上げますと、令和6年度の災害対応予算として備えが大事ということで、 地域防災計画の見直しや備蓄品、防災備品の充実を図るべく、前年度比128万円の増 額とし充実を図るとともに、感震ブレーカーの設置補助も新設し啓発を図りたいと考え ております。これは予算ですので、またご審議賜りたいと思います。

次に農業集落排水事業繰出金5,680万円でございますが、令和6年度より農業集落排水事業特別会計は廃止とし、下水道会計に統合する予算を編成しました。ただし、統合後においても下水事業会計の中には事業として下水道事業と農業集落排水事業の両方が存在しており、ご指摘の予算につきましては農業集落排水事業分として繰り出すもので、分かりやすく区別するため予算化したものであります。

- 〇議長(松居亘君) 川添議員。
- ○9番(川添武史君) ありがとうございました。防災は先般、中日新聞なんですが、県 の職員が応援に行ってます。この方は企画調整課ですんでいろんなことをされたと思う んですが、帰ってきて県庁での話では、「防災はどれだけ対策しても想定外のことが起 こる、それで心構えと準備をしていくということがリスクを減らすことができる」。私 は、この間も前回でもありましたとおり、多賀町は有線放送で一応の設備は整ってると いうのが国の見解かは分かりませんが、私はやはり外部でサイレンなり警報、これをや っぱりやらなければならない。例えば長浜市なんかでは、夏の日射病の問題でも屋外ス ピーカーで避難を呼びかけてます。やっぱりこういうことが必要やと思うんです。地震 が起こってから、これは総務課のチラシだと思うんですが、このまま行政に返したい。 「地震の備えはできていますか」、私は行政にこのままこの言葉を返したいと思います。 私とこも今、家族5人いてますが、防災グッズは全部やれてます。このおかげで再度見 直したところ、今年中に、水、パン、米が全部切れることが分かりました。このチラシ がなかったらなかなか見ることはなかったと思うんですが、その辺はプラスになったと 思うんですが、やはりこれなんですよ。やっぱり備えが一番大事なんです。町長ずっと 言うてから、もうええ加減にこれで何年、課長も今、3人ぐらい代わっておられる。や っぱり早急にやる。そんなに多賀町は金に困ってることはないと思うんです。これは、 先輩議員が四手の工業団地、またキリンビールはじめ企業を誘致されて、普通、多賀町 であれば3割自治ですよ。今、多賀町は大体5割です。今、借金してでも防災・減災債 いうのは国でもあります。それを使って早急にやるべきやと思うんです。町長は令和7 年に考えると、これずっと毎年順番に延びているのが現状です。再度、聞きたいと思い ます。これだけ先にもう一度、町長、どのように考えてるんか。
- 〇議長(松居亘君) 久保町長。
- 〇町長(久保久良君) お答えします。

私も先ほどの記事を読ませてもろて、そして結構、体験したことが書かれてましたので、自分自身も切り抜いて役場の机の上に大事に置いてるんですけど、やはり備えの重要性、向こうへ行かれて体験されて分かったことがあったということをいろいろと細かく書かれてましたので参考にさせていただきたいと思いますし、やはりもう最悪の事態に備えなければならない、そうしたらもう電柱やらもう全部倒れてますので、このときその最悪にどう対応していくか。やはり、町での備蓄も大事でありますし、そしてそれとともに各世帯、家庭で、今も議員言われましたようにどれだけ、もうあれ見てると1週間ぐらいどう生き延びるか、水、食料、トイレ等、そのことが5日間自分で何とか生きていける命を守る方法、やはり一緒になって町もできるだけのことをする、それでまた世帯の皆さんも取り組んでもらう、そういうふうなお互いの啓発活動が必要であると思っております。

そして、今言われた防災無線、そのことも最悪のときでも防災無線が機能するような整備にならなければならないと思いますんで、そのことも含めてこの8年、9年延ばし延ばしにしていくいうことは考えてませんので、どちらかというと議員の皆さんとも住民の皆さんともご相談をさせていただきながら、できるだけ早い時点でこれはという整備がもうあれば、すぐにでもできるだけ早い時点で整備に着手できるように、それにはやはり多少は皆さんと議論をさせていただきながら前に進める必要があるんかなと思っておりますし、それ以上にやはりもう最悪のときの備え、5日間、1週間、どう命を守るか、そういうことも真剣に防災無線とともに、以上に真剣に考えていく必要があるんかなと思ってます。

- 〇議長(松居亘君) 川添議員。
- **〇9番(川添武史君)** ありがとうございました。防災無線と同時にそういう備蓄商品も 大変やと思います。しっかりと早急にやっていただきたいと思います。

最後になりましたが、農業集落排水、これはやっぱり下水道事業会計というのがその会計しかないわけですから、例えばそういうようにするんであれば、下水道事業会計で農業集落排水事業にいうようなことを書いてないと、簿記を知ってる人やったら、「これどこの会計へ持っていくんか、こんな会計合わへんやないか」いう話になるんで、その辺はしっかりと、監査するのは下水道事業会計しか監査がない。農業集落排水事業では監査ができない。この辺はしっかりと考えてもらわんと、普通の商売やっておられる方やったら、「この会計はおかしい」と言われて当然やと思います。僕は、新年度予算が9日、13日にありますが、しっかりそれまでに考えていただきたい。

以上で今回の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長(松居亘君) 暫時休憩いたします。

議場の時計で10時50分まで休憩いたします。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長(松居亘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、川岸真喜議員の質問を許します。

5番、川岸真喜議員。

[5番議員 川岸真喜君 登壇]

○5番(川岸真喜君) 議長の許可を頂きましたので、私は2点、質問をさせていただきます。

1つ目は自主防災組織の導入をというタイトルで質問さしあげます。

元日に発生しました能登半島地震におきましては、家屋の下敷きなど多くの方が亡くなられておりますし、今なお多くの方が避難所での不自由な生活を強いられておられます。また、大きな火事が発生した様子もテレビ等で放映されまして、目に焼き付いているところです。地震や火災の恐ろしさを再認識したところであります。また、本町におきましても2件の火事がありました。心からお見舞い申し上げたいと思います。初期消火の難しさを痛感したところです。また、消防団や自警団の必要性、役割の重要性も認識したところであります。

そこで私は、今定例議会におきまして、身近な防災の問題としまして自主防災組織の 導入について質問をさせていただきます。

1つ目としましては、自警団が安定的に人員確保できる集落もありますが、高齢化と 過疎化が進む集落におきましては、今後 5 年後、10年後に自警団の存続が厳しくなる 集落があります。町が依頼するような重量のある大変重い可搬式ポンプを使った消火や 訓練、そして警戒についても、担い手が危ぶまれる状況であります。初期消火は重要で ありますが、可搬式ポンプは大変重いポンプです。操作も複雑なものがあります。バッテリーですとか燃料といった問題もあります。それに比べて、比較的軽量な消火器や消火栓、消火栓ボックスの扱い、そういった訓練に重点を置いたり、また災害時の避難やまた心臓マッサージ、AEDによる一次救命措置に重きを置いた老若男女が参加できる 自主防災組織を選択できるようにしてはどうかというふうな提案をさせていただきたい、質問をさせていただきたいと思います。

この質問の趣旨としましては、震災の避難所におきましても、高齢者特有の問題がありましたり、女性、子ども、乳幼児に特有な問題というものがあります。防災は男性のものという視点からちょっと方向を変えて、男性のリーダーシップに頼らない体制も必要ではないかというふうに思いまして、質問させていただきました。

2つ目ですけれども、町内には新しい住宅団地が建設されております。そちらの新しい住宅団地において、自主防災組織の設置をお願いするか自警団かを選択できるように してはどうかという質問をさせていただきたいと思います。

新しい住宅団地においては、コミュニティを形成するところから始めないといけない ところが多くあるように思います。そうかといって、何らかの防災の取り組みも必要で あるというふうに思います。自警団をつくっておられるところもありますけれども、なかなかそれが難しいところにおいては自主防災組織といった形での組織をつくれるよう 選択してはどうかというふうに思います。

3つ目としましては、多賀町の総合計画、あるいは地域防災計画では、高齢化する地域の防災や新しい住宅団地の防災についてどのように扱っておられるのか。

以上の3点を担当課長に伺いたいと思います。

〇議長(松居亘君) 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

- ○総務課長(本多正浩君) 川岸議員の自主防災組織の導入についてのご質問にお答えいたします。
 - ①、議員ご指摘のとおり、高齢化や過疎化が進む集落においては、従来どおりの自警団活動ができなくなることは想定ができ、余力のある今から今後の対応については考えていかないといけないという認識を持っております。災害における共助という観点からも、何もしない、何も対応しないではなく、その集落の年齢構成や世帯構成から無理のない可能な形で男女が活動していただくことが大切であると考えております。例示いただいております消火器やAEDなど大きな機械が使えなくても動いていただける体制づくりができないか、集落の皆さんのご意見も伺いながら新しい形が見いだせないか考えてまいります。
 - ②、次に新しい住宅団地における自主防災組織についてでありますが、住宅団地の中には自治会は組織化できているものの自警団まで組織化できていないところもあり、毎年、機会があるごとに自警団の組織化についてご検討いただくようお願いをしている現状がございます。このことにつきましても課題であると捉えておりますので、先に答弁しましたとおり、活動が可能な形で自主防災の組織化をしていただけるよう、自治会の皆様のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。
 - ③、次に総合計画および防災計画において、高齢化する地域、新しい住宅団地をどう扱っているかでございますが、総合計画におきましては町全体の方針として町民の防災意識の向上、地域防災力の維持を掲げて取り組みを進めるとしております。また、防災計画におきましては、高齢者を含む要配慮者に対する対応について明示しておりますが、高齢化する地域や新しい住宅団地に係る対応につきましては個別具体な方針は言及しておりません。議員ご指摘のとおり、多賀町内の集落においては、人口や世帯構成、年齢構成も異なってきており、一律の対応では機能していかない部分もあると認識しておりますので、来年度、令和6年度更新予定の地域防災計画においては、ご指摘の点を踏まえて対応ができるよう策定していきたいと考えております。

- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- ○5番(川岸真喜君) 丁寧な答弁、ありがとうございました。質問の1つ目におきまし

て、やはり重いポンプを操作するのではなく、その年齢構成や人員というか、住んでおられる方の特性というかに応じた形の防災組織を提案していただきたいというふうに思っております。そこで、宝くじの補助金等を使って、来年度も2つの集落でAEDの整備がされるという予算書を読ませていただきました。命が一番大切ということで、命を救うところの訓練いうのは必要ではないかなと。専門家だけではなく、一般の住民の方におきましても、やはり救命の講習等を受けていただく必要があるかなというふうに考えております。

そこで、多賀町内のAEDの整備の状況、それから救命救急講習というのがあると思うんですけれども、そういったものの受講の状況についてお聞きしたいと思います。AEDを使う前の段階で呼吸をされていないときは、心臓マッサージを1分間に120回行う、それでAEDを作動させて、引き続き心臓マッサージを継続するか電気ショックをかけるかというアナウンスがAEDからあるんですけれども、そういった操作を、やはり集落に設置するだけではなく操作を学ぶということがあってこそ有効に活用できるというふうに思います。そこで、AEDの整備状況と救命講習の実績について伺いたいと思います。

- 〇議長(松居亘君) 本多総務課長。
- ○総務課長(本多正浩君) AEDの整備につきましては、私どもが把握している範囲でお答えをさせていただきます。町内の公共施設につきましては全て設置をしておりまして18か所で、あと企業や病院合わせまして21か所、自治会につきましては、把握しているところで7か所ございますが、もう少し整備されている可能性がございます。今申し上げました把握できているところ、確かなところで合わせて46か所ということで答弁させていただきます。

次に、救急救命講習の実績でございますけれども、令和5年の1月から12月の1年間で、団体、企業合わせまして13件、人数としましては232名の方が受講されております。

- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- ○5番(川岸真喜君) 答弁ありがとうございました。2つ目の新しい住宅団地の防災についてもう一度お伺いしたいんですけれども、なぜ聞いたかといいますと、新しい住宅団地の皆さんに何らかの防災活動をお願いしないと、既存の自警団、同じ集落のもともとある自警団の警戒エリアが増えていってしまうということにつながってしまうかというふうに思います。新しい住宅団地ができるときの防災面で働きかけをもう一度、どういう働きかけをされているのかお伺いしたいと思います。
- 〇議長(松居亘君) 本多総務課長。
- ○総務課長(本多正浩君) 新しい団地への対応でございますけれども、団地をつくられて居住が始まった時点で自治会の方をつくっていただくということが、まず初めにお願

いをしております。そのあとに自警団組織についてもお願いをしている状況でございますが、どうしてもそちらの方が任意になりますので、まだ未組織化のところにつきましては、毎年年末警戒の時期に合わせまして、今年はどうでしょうかということでお願いもさせていただいているところでございます。

また、今後におきましてもお願いをしていく中で、今、地震も多発しておりますし、 災害時においては近隣の地域と助け合う、相互に応援する仕組みもあった方がよろしい と思いますので、その辺りにつきましてもその自治会の方に認識していただいて、組織 化を促進できればと考えております。答弁でも申し上げたんですけども、自分たちがで きる形で自主防災力を上げていただくということを説明し納得していただいた上で組織 化できればと考えておりますし、今議会でもお答えしました防災士につきましても、誰 か取っていただくことでリーダーとなっていただけますので、そのような自主防災力の 上げ方もありますよという形で、できる限りのことでやっていただくと、何もしないで はなくやっていただけることをやっていただくということでお願いをしていきたいとい うふうに考えております。

- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- 〇5番(川岸真喜君) 3つ目の地域防災計画についての答弁の中で、来年度、策定され る、中に入れられるという答弁を頂きました。新しい住宅団地の皆さんは、多賀町の防 災の連絡方法として有線放送が既存のものとしてあるんですけど、そういった有線の設 置については把握しきれないところがあるかと思います。また、高齢化している集落の 中では、やはり有線放送が有料であるということで、有線を外される方のお話を私はよ く聞きます。そういった手元に連絡を受ける手段のない方への対応についても、地域防 災計画というか、何らかの方法が必要でないかなと、どういった連絡方法を取っていく のかということを考えるべきだと思います。高齢者の中にはスマホを持たない方もおら れます。やはり年金生活でスマートフォンの使用料はやはりもう払えないと、従前のガ ラケーというか、蓋式の携帯、電話だけできたらいいという方もおられます。そういっ た方で、メール機能もありませんし、そういった方にどう連絡を取っていくのか。そこ も地域防災計画でやはり対応を考えていかないといけないというふうに思います。防災 無線の話がよく出ますけども、私も屋外スピーカーとそれから端末が必要でないかなと、 そういった2つを組み合わせたような防災無線の形が必要でないかなと思います。連絡 取れない方には端末を先行して整備すべきではないかなと、私の個人的な考えですけど あります。そういった手元に連絡を受信するものがない方への対応、それ、町としてど ういう考えがあるのかお聞きしたいと思います。
- 〇議長(松居亘君) 本多総務課長。
- ○総務課長(本多正浩君) お答えさせていただきます。

整理をさせていただきまして、まず連絡手段として有線放送やスマホも何もないとい う方の対応ですけれども、この情報が該当しますのは、高齢の方や障害をお持ちの方で、 家族等の支援についても身近におられない方が主かなというふうに考えております。議員の方から新しい受信機をというご提案もいただいたところなんですが、その場合、より使いやすい、分かりやすい機械にする必要もありまして、音声となりますと発信側の設備も必要になってきますので、新たな防災無線機を整備する機会に整備させていただくのが効果的ではないかなと考えているところです。ですので、緊急放送の目的としましては、第一に安全の確保という観点がございますので、行政としましても、今申し上げました情報が届かない方がどこに住んでおられるかということを、民生委員等も通じまして情報を把握して、何かあれば確認に行く、また共助という観点から地域の方にもお願いをして、その方にお声がけをしていただく、見守りをしていただく、要支援者の登録もしていただくというようなことで安全を確保していただくことが現実的かと考えております。

また、新しい住宅団地の方でスマホをお持ちの方で有線放送がないという方につきましては、現在のところ、多賀町の防災メールを登録していただくことで情報を取得していただける環境とさせていただいておりますので、こちらにつきましては広報等で防災メール登録についてQRコードの方を掲載しておりますが、今のところ35%ぐらいの登録率になっておりますので、こちらの方についても強化といいますか、登録していただけるようにしてもらうことで、スマホをお持ちの方につきましては情報が届くのかなというふうに考えております。また、来年度の予算でご審議いただく、後になるんですけども、LINEを使った電子情報発信ということも今、町では考えておりますので、そのようなアプリも使った情報発信もできるんではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- ○5番(川岸真喜君) 以上で1つ目の質問を終わりますけれども、やはり地域の変化、 高齢化していくという、高齢化、少子化という地域の変化や、新しい住宅団地の事情を 考慮した地域防災計画をつくっていただきたいというふうに思っております。

それでは、2つ目の質問へ移らせていただきます。

2つ目は事業者への行政指導の実績はというタイトルですけども、補助金と行政指導の関係について質問をさせていただきます。

住民の血税は1円も無駄にできないのは、これは皆さん共通した認識であると思います。昨年の9月から12月にかけて、工事の設計において見落としによるもの、あるいは補助金や委託料を受けた事業者の事業者組合の会計報告に不明瞭な点があるなど、予算審査や決算審査において行政と事業者との間の緊張関係を疑う場面がありました。本来、行政は事業者に対して優越的地位にあると思います。なぜなら、住民を代理している立場であるからであります。事業者の会計報告等に不明な点があれば、ヒアリングあるいは立入検査、是正命令、指名停止、この最後の2つは行政処分というマスコミ用語

がありますけれども、などの行政指導ができるようになっております。これは行政手続法という法律があります。こういった行政指導というのは、当然、行政しかできないことで、当然、我々議会には事業者に対して調査をするとか何か呼び出すということはできません。百条委員会を設置した場合だけできるという特別なものであります。これまでそうした行政指導をされてきたのか、してこなかったのか。強い産業を育てるためにも、補助金を交付した事業者にはそうした行政手続を実施すべきではないかというふうに思います。副町長の答弁を求めます。

〇議長(松居亘君) 小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

〇副町長(小菅俊二君) 川岸議員のご質問にお答えをいたします。

地方公共団体の事務は地方自治法に定めておりますように、最少の経費で最大の効果を上げるよう行財政運営を行っているところでございます。ご質問の趣旨であります補助金を受けた事業者への適切な行政指導の必要性についてであると受け止め、一般論としてお答えをするものでございます。

補助金の交付につきましては、多賀町補助金等交付規則および各補助金制度における 交付要綱によって、交付の目的、交付の条件、申請等に係る手続を定めており、住民の 福祉を増進するという地方自治の本旨を実現するため、それぞれの制度の目的に合致す る申請者の取り組みに対して補助金という形で金銭の交付を行っているところであり、 またその支出についての正確性の担保を図ることについて規定もしているところでござ います。

議員ご指摘の行政指導につきましては行政から行う要請にとどまるものであり、その相手方に条例上の義務を課するものではなく、相手方の自主的な協力に期待して行うものでありまして、行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならないことも規定をされております。

このような行政指導におきましては、助言、勧告の範疇でしかありませんので、そう した事態にならないよう適切な事務の執行が必要であると考えております。

- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- ○5番(川岸真喜君) 丁寧な答弁、ありがとうございました。再質問ということなんですけども、補助金、委託料も含めまして、私が議員をしてこの10年近い間、件数も金額も増えているように思います。実際、動向としては、その補助金の件数、あるいは委託料の件数、増加しているのか、あるいは今後はどうなのかお伺いしたいと思います。
- 〇議長(松居亘君) 小菅副町長。
- **○副町長(小菅俊二君)** ご質問の件ですけれども、確かに委託料、補助金等も以前に比べてかなり増えております。それは、今、行政ニーズが複雑また多くなっておりますので、行政がしなければならないことを一部事業者等にその事務を委託したり調査を依頼

したりというような業務も増えておりますし、また自主的活動でまちづくりをやっていただいている方も多くなってまいりましたので、その部分に対しまして補助金も増えてきているというのが現状でございます。なお、この方向につきましては、今後ともまた増えていく可能性もあると思っております。

- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- ○5番(川岸真喜君) 答弁ありがとうございました。最初の質問の答弁の中に目的という言葉がありました。行政目的というふうに理解させていただきたいんですけども、補助金は救済するためのものであってはならないと私は思います。この行政目的を達成するためのものだというふうに、厳格にというか、ちょっと厳しく理解した方がええのかなと。1円に至るまで行政目的を背負ったものでなければならないというふうに思います。救済でないというふうに理解したいんですけども、町としてはどういう性質のものか、行政目的を厳格に達成するためのものか、救済の要素もあるのか、答弁をお願いしたいと思います。
- 〇議長(松居亘君) 小菅副町長。
- ○副町長(小菅俊二君) 補助金の目的というのは、行政がその目的を達成するために、 一部そうした方々にその目的の趣旨に沿って事業を実施していただくと、当然、その結果におきましては実績等を提出していただきまして、それに基づいて補助金を交付しているというものであります。救済というのはやはり給付費目的でございますので、またこれは別の範疇になるのかなと思っております。
- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- ○5番(川岸真喜君) 補助金とよく似たというか、性質は違うもので委託料というものをよく目にしていて、これも年々増えているという今、答弁がありました。委託料のルールについて、なかなか議員の方でも分かりにくいルールがいくつかあると思うんですけども、行政目的を伴ったその業務の委託先というのは、会計も含めてしっかりした団体、運営がしっかりしている団体に限るものであってほしいというふうに思うんですけれども、その辺りはどうですか。そういうルールがあるのかお伺いします。
- 〇議長(松居亘君) 小菅副町長。
- ○副町長(小菅俊二君) 委託先の選定につきましては、当然、多賀町に指名参加なり入札参加なり、そうした申請をされておられるというのが条件でございますので、委託を決定するメンバー等につきましては審査会において確かな審査をやっておりますので、それを見ていただいて参加者が入札を行うという流れでございます。
- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- ○5番(川岸真喜君) よく分かりました。もう一つ、委託先に行政職員が関わることがあるのか、委託先の会計ですとか運営に、私、それがもしあるとしたら本末転倒であるというふうに思うんですけども、委託先に行政職員が関わってはならないというルール、あるかどうかをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(松居亘君) 小菅副町長。
- **○副町長(小菅俊二君)** 民間会社においてはそういうことはあってはならないと思って おります。職務専念義務、兼職の禁止、いろいろと制約がございますので、民間会社に おいてはそういうことはできないと思っております。
- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- ○5番(川岸真喜君) 今の答弁の中で民間会社に限定した答弁でしたけども、行政においては関わることもあるという意味で取っていいんですか。
- 〇議長(松居亘君) 小菅副町長。
- **○副町長(小菅俊二君)** 例えば、財団関係等、一部事務組合等もございますので、そういったところには当然、役職で入っている行政職員もおりますので、私が言うのは株式会社とか有限会社とか、そういう営利目的の民間会社という意味でございます。
- 〇議長(松居亘君) 川岸議員。
- ○5番(川岸真喜君) 答弁ありがとうございました。以上で質問を終わりますけれども、その補助金、委託料と行政指導の関係ということについて質問させていただきました。やはり議会もそうですけども、住民の負託に応えるという意味では、やはり使途が不明な点があれば助言勧告、そういった形で法律に基づいておりますので、積極的にというか、議会にはできない事業者との関わりをお願いしたいというふうに思います。以上で質問を終わります。
- ○議長(松居亘君) これをもって、今定例会における一般質問を終わります。 町長をはじめ、執行機関の職員の方々におかれましては、簡潔明瞭な答弁を頂き、厚く御礼申し上げます。長時間にわたり、誠にありがとうございました。
- 〇議長(松居亘君) これで本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、最終日の2月28日は午後1時30分に再開、総務常任委員長および産業建設 常任委員長ならびに予算特別委員長の審査結果の報告を求め、質疑の後、討論および採 決を行います。また、当日、追加議案の上程があれば審査したいと思います。

本日はこれをもって散会いたします。

(午前11時25分 散会)

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松居 亘

多賀町議会議員 清 水 登久子

多賀町議会議員 神細工 宗 宏